



平成26年12月号（隔月発行）

札幌司法書士会 会長 猿田史典 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

毎年恒例！？ 新年だからこそ「遺言のススメ」



早いもので今年も残りあとわずか。みなさまはどのように新しい年をお迎えになりますか？ 年末年始にご家族やご親戚が集まれば、ふと「将来のこと」が話題になるかもしれません。大切なご家族の将来の備えのため、平成27年の書初めに『遺言書』はいかがですか？

こんな考え、ちょっと心配…

「うちには財産がないから遺言書なんていらない」

→ご自宅をお持ちではありませんか？持ち家は、たとえ小さくても立派な財産です。あなたが遺言書を作成していなければ、誰がその家を相続するのかを、相続人が全員で話し合って決める必要があります。

「自分の死後は子ども達が仲良く分けるだろう」

→小さい頃は仲がよかった子ども達。でも、大人になってそれぞれが家庭を持つようになって、みんな昔のままでしょうか。自分の財産についてどう思っているか、子ども達と話してみませんか？あなたの遺言書作成のきっかけが生まれるかもしれません。

「子どもがいないから全部妻のものになるさ」

→夫婦に子どもがいない場合、亡くなった方の配偶者（夫・妻）以外にも亡くなった方の両親が、両親が亡くなっている場合は兄弟姉妹が、さらに兄弟姉妹が亡くなっている場合は甥姪が相続人になります。遺言書を作成しておかないと、全部奥さんに相続させたいと思っても、叶わない可能性があります。

遺言書を書いてみよう！

【準備するもの】

- ①紙（レポート用紙のようなものがお勧めです）
- ②ペン（鉛筆はお勧めしません）
- ③印鑑（認印でもOKです）
- ④朱肉
- ⑤封筒
- ⑥遺言書の書き方の本（本屋さんでぜひ1冊）

【これだけは必ず守ってほしいこと】

- ①全文・日付・氏名を、自分で、手書きで書く。
- ②日付を記載する。
- ③印鑑を押す。

【書き方の注意点】

- ①相続人にあげる場合は「誰々に何々を相続させる。」と書く。
- ②特定の人にあげたい場合は、その人の氏名・生年月日を正確に記載する。
- ③不動産は、登記簿謄本と同じように書く。
- ④書きまちがえた部分は、決まった方式で直す。（二重線で消して近くに書き直し「あい」「あお」、捨印に「何字削除・何字追加」と書く）

遺言書の記載例は裏面をご覧ください

遺言書を書いた後は…

1. 遺言書を書いたことを家族に話す

将来あなたが亡くなったとき、遺言書があることを家族が知らずに発見できなかった、というのでは意味がありません。遺言書を書いたことと、しまっている場所をきちんと話しておきましょう。

2. 考えが変わったら書き直す

遺言書は何回書き直しても構いません。遺言書が複数ある場合、最新の日付のものが有効になります。

3. 公正証書遺言も検討する

自分で書いた遺言書は、あなたの死後に相続人が家庭裁判所へ「検認」という手続をとる必要がありますが、公正証書遺言（公証人が関与して作った遺言書）という形式で作成した遺言書ならば検認手続は不要です。つまり、相続する人にとっては公正証書遺言の方が便利なのです。検討してみましょう。

＜ 遺言書の記載例(子どもがいない夫婦のケース) ＞

全文を手書きで書く

遺言書

注意④捨印

山田

注意④

2字削除・2字追加

遺言者 山田太郎は、次のとおり遺言する。

1. 遺言者は、妻 山田花子（昭和40年1月1日生）に、次の不動産を相続させる。

土地 所在 千歳市東西雲町
地番 1番1
地目 宅地
地積 200㎡10

注意②

注意①

建物 所在 千歳市東西雲町1番地1
家屋番号 1番1

注意③

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 30
床面積 1階 70㎡54、2階 70㎡~~54~~

注意④

2. 遺言者は、妻 山田花子にその有する預貯金等を相続させる。

3. 遺言者は、本遺言に記載のないその他遺言者に属する一切の財産を、妻 山田花子に相続させる。

4. 遺言執行者として、次の者を指定する。

千歳市東西雲町1番地1

山田 花子 昭和40年1月1日生

もらう人を遺言執行者に指定すると便利です

5. 付言事項

自分が亡くなった後の妻の生活が心配なので、兄さんと姉さんには申し訳ないが、私の有する財産はすべて花子に残すことにしました。

日付を書く

平成27年1月1日

押印する

住所・氏名を書く

住所
遺言者

千歳市東西雲町1番地1
山田太郎

山田

～遺言書のことで悩んだら、札幌司法書士会の各種相談センターへご相談ください。～

司法書士会からの **お知らせ** 

札幌司法書士会では様々な形式による無料の相談を実施しております。

予約制の面談相談のほか、電話による「困りごとホットライン」、女性のための女性司法書士による電話・面談相談「なのはな相談センター」を実施中です。

札幌司法書士会ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.sihosyosi.or.jp/place/>

お電話はこちらまで **011-272-9035**

編集後記

京都の清水寺で発表された「今年の漢字」は「税」。ゼィゼィ…などとオッサンの表現を用いるまでもなく、今年は国民が税の重たさを実感した年でありました。みんなでかなりの額を納めているのですから、よりよい世の中にするために無駄なく活用していただきたいものですね。

ところで、皆さんに、将来の無駄な身内のもめごとをなくするためにご活用いただきたいのが「遺言」です。年末年始なのに縁起でもない…なんておっしゃらないでください。新しい年を迎えるからこそ、将来のことをじっくり考えてみませんか。

さて、「きりばたけ通信」は、よりよい世の中を目指して皆さんとの連携を深めるべく、来年も手づくり感全開で様々な話題を取り上げて参ります。よいお年をお迎えしてからも、変わらぬお付き合いをよろしくお願いいたしますゼィ！（オッサン）